

## 函館市企業局会計年度任用職員の給与に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、函館市企業局の会計年度任用職員の給与に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会計年度任用職員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。

### (パートタイム会計年度任用職員の給料の定め)

第3条 函館市企業局職員の給与に関する規程（平成23年函館市企業局規程第25号。以下「給与規程」という。）第2条第2項の規定による給料の額は、原則として月額で定めるものとするが、勤務日や勤務時間があらかじめ定まっていない場合や、勤務実態から月額で定めることが適当でないと認められるときは、日額または時間額で定めるものとする。

### (パートタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第4条 給与規程第19条第31項の管理者が認めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る通勤手当の額および支給方法等については、次項から第6項に定めるとおりとする。なお、この条で使用する用語の意義については、給与規程第19条の規定の例による。また、この条で定めるもののほかは、給与規程の規定の例による。

2 パートタイム会計年度任用職員のうち、1箇月当たりの通勤所要回

数が少ない職員（第4項および第5項に該当する職員を除く。）には、通勤手当を次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額を支給する。

(1) 交通機関等を利用して通勤する場合 定期券を発行していない交通機関等である場合および次に掲げる区分のうち、アが低廉となる場合には、支給単位期間（ただし、1箇月とする。）につき、アによる額とし、イが低廉となる場合には、支給単位期間につき、当該交通機関等の利用区間に係る通用期間が支給単位期間である定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉とする定期券の価額）とする。ただし、1箇月当たりの運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

ア 当該交通機関等の利用区間についての平均1箇月当たりの通勤所要回数分の運賃等の額であって最も低廉となるもの

イ 当該交通機関等の利用区間に係る1箇月当たりの運賃等相当額

(2) 自動車等を使用して通勤する場合 支給単位期間につき、給与規程第19条第2項第2号の規定による額。ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

(3) 交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用して通勤する場合 次に掲げる区分に応じた額とする。

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によるこ

とを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。) 前2号に定める額(第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは,その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき,5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

イ 1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては,その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前号に定める額以上である職員(アに掲げる職員を除く。) 第1号に定める額

ウ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員(アに掲げる職員を除く。) 前号に定める額

3 前項に該当するパートタイム会計年度任用職員のうち,勤務箇所が複数ある職員には,勤務箇所ごとに前項各号の規定により算出した金額の合計額を支給する。ただし,自動車等を使用して通勤する箇所が複数ある場合における自動車等を使用する経路に係る額については,複数ある経路のうち,最も自動車等の使用距離が長い経路を使用距離とした場合における給与規程第19条第2項第2号の規定による額(平均1箇月当たりの自動車等による通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては,その額から,その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)によるものとする。

4 日額または時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員のうち,月の通勤所要日数が一定でない職員(第5項に該当する職員を除く。)には,通勤手当を次の各号の区分に応じ当該各号に定める金額を支給する。

(1) 交通機関等を利用して通勤する場合 当該交通機関等の利用区間についての通勤回数分の運賃等の額であって最も低廉となるもの

(2) 自動車等を使用して通勤する場合 次に掲げる区分に応じた額とする。

ア 年間の通勤所要回数が定められている職員 給与規程第19条第2項第2号の規定による額。ただし、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

イ 年間の通勤所要回数が定められていない職員 給与規程第19条第2項第2号の規定による額。ただし、1箇月の通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

(3) 交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用して通勤する場合次に掲げる区分に応じた額とする。

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員にあって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。） 前2号に定める額（第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

イ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

5 前項に該当するパートタイム会計年度任用職員のうち、勤務箇所が複数ある職員には、勤務箇所ごとに前項各号の規定により算出した金額の合計額を支給する。ただし、自動車等を使用して通勤する箇所が複数ある場合における自動車等を使用する経路に係る額については、複数ある経路のうち、最も自動車等の使用距離が長い経路を使用距離

とした場合における給与規程第19条第2項第2号の規定による額（年間の通勤所要回数が定められている職員であって平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員または年間の通勤所要回数が定められていない職員であって1箇月の通勤所要回数が10回に満たない職員は、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）によるものとする。

- 6 通勤手当は、月額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあつては当月分を給料の支給日に支給し、日額または時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の場合にあつては前月11日から当月10日までの分を給料の支給日に支給する。

（パートタイム会計年度任用職員に対する通勤手当支給の始期および終期）

第5条 日額または時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する通勤手当の支給は、職員に新たに給与規程第19条第1項の職員としての要件が具備されるに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員としての要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日から行なうものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員に準ずるフルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第6条 フルタイム会計年度任用職員のうち、任用の実態が給与規程第19条第31項で管理者が認めるパートタイム会計年度任用職員に準ずると認められる者にあつては第4条の規定を準用して通勤手当を支

給する。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第7条 給与規程第27条第4項に規定する給料の1月当たりの平均額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補則)

第8条 主管長は、会計年度任用職員のこの要綱により難い特殊の事情がある場合には、管理部長に協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁)

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。